

# 行政による早期対応について

(被害拡大の防止)

平成24年12月

# 1. これまでの御意見(行政による早期対応について)

## ○ 早期の対応の必要性について

- ・ 悪徳商法でも初めのうちは利益が還元される場合がある。相談者の多くは騙されたことを認めたくないため、相談に来るまで時間がかかる。相談に来て相談員に後押しをしてほしいだけで、ニュースで初めて被害にあったと気づく人が多い。
- ・ 被害が大きくなって破産するという段階では、どのような法制度をつくっても、救済が難しい。被害が拡大する前にできるだけ早く芽を摘むような制度ができないのか。
- ・ 第10回参考資料3のグラフ(破産手続が開始された近年の詐欺的な大型消費者被害事件に係る消費生活相談件数の推移)について、このピークをもっと左にもってこられないか。苦情申し立て情報が数件のところで立入調査をしておけば、潜在的な被害が減るのではないか。
- ・ 早く行政が調査に入り行政上の措置を求めることは必要。自分が知っている事案では、事業者之苦情を言うと大方返金されていたため、弁護士としてはそれで事案が終わってしまい、その先につながっていない。その段階で、措置が必要なものは積極的にあげていく必要があると思う。

→被害の拡大防止のため、措置を可能な限り早期にとることが必要ではないか。

## ○ 早期の情報集約の必要性について

- ・ 相談員からの情報の確度は高いと思う。逃げ足が早い事業者の場合、資料を見て30分も話を聞けば経験のある相談員や弁護士なら大体わかる。そのような情報にフラグをつけて消費者庁や都道府県にあげ、調査をしていく必要がある。悪質かどうかを定量的に判断するのではなく、1件でも悪質性が高いかどうかという定性的な判断で取り上げる必要がある。
- ・ 相談の現場はすき間事案との闘いだったが、それが解決できるのであれば嬉しいというのが相談員の声である。相談員は件数が増えなくても話を聞きパンフレットを見れば、ある程度怪しい事業者かどうか勘がはたらく。そういう勘を集約できればいいと思う。事業者が電話にに応じてくれる段階で、調査に入るとか、商売が回る根拠を証明させるといった制度があればよいのではないか。
- ・ 定量的な情報よりも定性的な情報をどう捕まえるかが重要。また弁護士が行政に通報するような仕組みもできないかと思う。

→行政において、端緒情報を早期に把握することが必要。そのためには、定性的な情報や相談者等からの情報の直接的な活用ができないか。(5頁目I、資料2等)

## ○ 事業者に早期に説明を求める方法について

- ・ 「多数消費者財産被害事態」ではないかといった端緒を掴んだ段階で、消費者庁が事業者に対して説明を求め、事業者がそうではないと立証できなかった場合には、取引停止などの処分ができるという制度を仮に作ったとしたら、より早期に解決できないか。
- ・ 早い段階で、いくつか苦情が出ている事業者に対して、事業者の説明責任を根拠として、財産的裏付け等必要な情報を消費者に提供することを命令し、違法性が高いとわかれば強力な開示命令や調査命令を出すということができないか。

→端緒を掴んだ段階で、早期に消費者庁が事業者に対して説明を求め(5頁Ⅱ)、事業者に対する処分(5頁Ⅲ-1)や、消費者への情報提供(5頁目Ⅲ-2)につなげることが考えられないか。

○ 被害発生初期の段階で考えられる方策

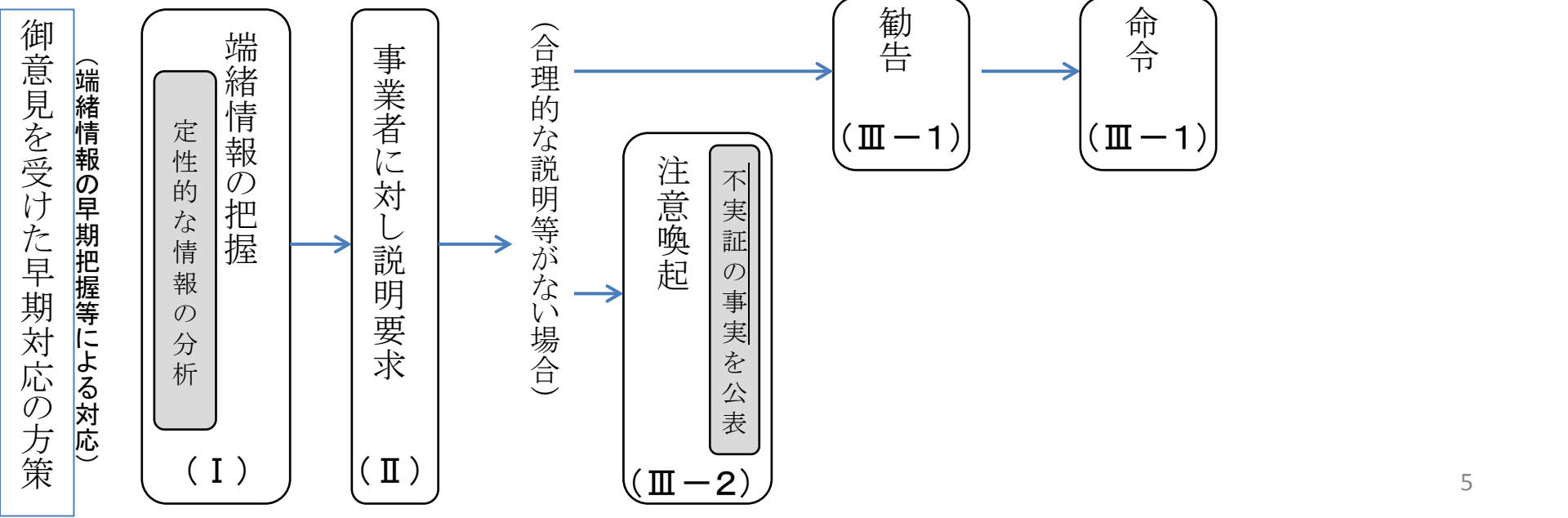
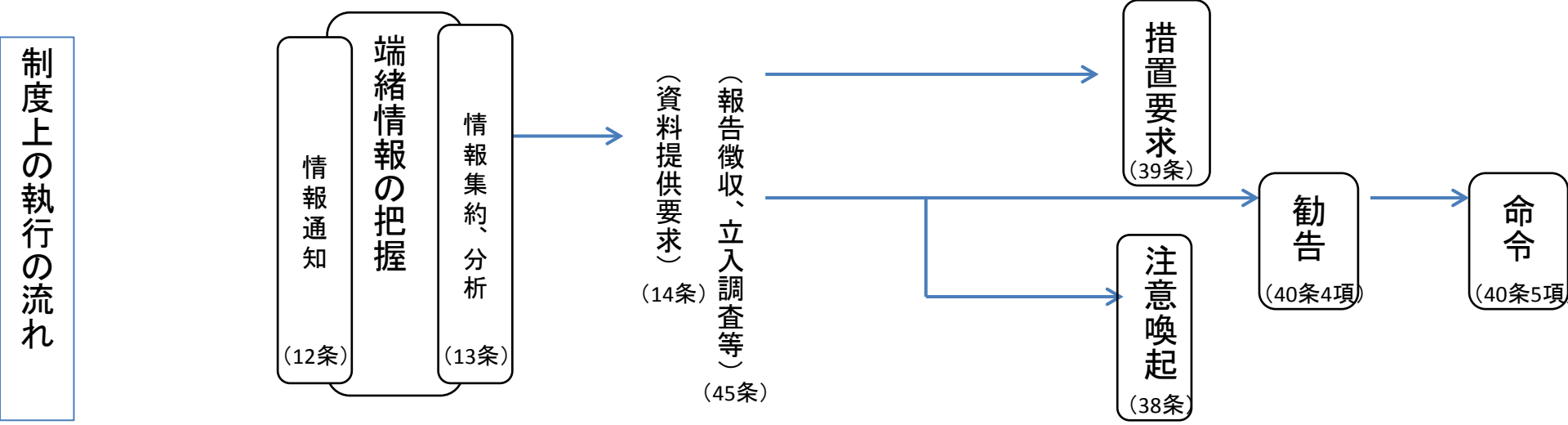
方策		早期対応にあたっての問題点
民 事	民事保全	申立てに当たっては、事業者の財産を把握する必要があるところ、個々の消費者においてこれを把握するのは困難であり、また、費用対効果の観点から申立てが期待できない場合もある。結果的に、早期の対応が困難な場合がある。
	特定適格消費者団体のする仮差押え (検討中)	事案の集積が必要であると考えられ、実際に申し立てるまでに時間がかかる。
行 政	行政による保全(供託命令等)	事業者の財産を一定期間凍結させてしまう命令であり、手続保障が必要となってしまうため、保全するまでに時間がかかる。
	事業者に対する行政指導や行政処分	消費者安全法の積極的運用等により、行政が早期に対応することが考えられる(次頁以降)。  ただし、事業者の経済活動の自由にも配慮する必要があり、早期着手の必要性をどのように認定するかは要検討。
刑 事	刑事罰(のための捜査手続)	刑事手続上、適正手続を踏む必要があり、措置までに時間がかかる。
	組犯法*の没収保全・追徴保全	

※ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

# 2. 行政が早期に対応する方策について

## (1) 消費者安全法のイメージ

(事業者に対する勧告・命令、消費者に対する注意喚起への流れ)



## (2) 合理的な説明等がない場合に勧告・命令を行うことについて(5頁Ⅲ-1)

### ・ 参考一景表法、特商法の不実証広告規制

#### ○ 景品表示法第4条第2項

(不当な表示の禁止)

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
  - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
  - 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの
- 2 内閣総理大臣は、事業者がした表示が前項第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第六条の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

## ○ 特定商取引法第6条の2等

### (禁止行為)

第六条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

- 一 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして主務省令で定める事項
  - 二 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価
  - 三 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法
  - 四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期
  - 五 当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項(第九条第一項から第七項までの規定に関する事項(第二十六条第三項又は第四項の規定の適用がある場合にあつては、同条第三項又は第四項の規定に関する事項を含む。)を含む。)
  - 六 顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項
  - 七 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの
- 2 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、前項第一号から第五号までに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない。
  - 3 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。
  - 4 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所等以外の場所において呼び止めて同行させることその他政令で定める方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結について勧誘をしてはならない。

### (合理的な根拠を示す資料の提出)

第六条の二 主務大臣は、前条第一項第一号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者が当該資料を提出しないときは、次条及び第八条第一項の規定の適用については、当該販売業者又は当該役務提供事業者は、同号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたものとみなす。

### (3) 合理的な説明等がない場合に事業者情報を公表することについて(5頁Ⅲ-2)

※具体的には、消費者安全法上の注意喚起(第38条)として、消費者事故等が発生していると認められることに加え、かかる認定の根拠として、当該事業者が報告徴収に回答しない等の事実を、消費者被害の発生・拡大防止に資する情報として公表すること。

- ・ 参考文献－消費者庁政策調整課等編 『逐条解説・消費者安全法』(商事法務、2010年) 121～123頁

「消費者庁は、行政機関や地方公共団体、国民生活センターから収集した消費者事故等に関する情報を集約・分析して取りまとめ、その結果を公表することとされているが(法第13条第1項・第3項)、そのような情報の公表にとどまらず、ある消費者事故等による被害が拡大したり、同種・類似の消費者事故等が発生するおそれがあるようなときは、その防止のため、消費者に具体的な注意喚起情報を発することが適当である。

「このため、こうした情報を公表するとともに、消費者安全の確保のために必要な情報を住民に提供する義務を負っている都道府県や市町村に提供することを消費者庁の責務として規定した上(法第15条第1項)、さらに必要に応じて国民生活センターをして消費者への情報提供に関する措置を講じさせることとしている(同条第2項・第3項)。」

「・・・本条では、特に被害の発生・拡大が危惧される個別事案を対象として、単に消費者事故等が発生した事実を公表するだけでなく、被害発生・拡大防止のためにどのような点にいかなる手法で配慮すべきかといった消費者が活用しやすい情報を付すことも考えられる措置」とされている。



・ 参考文献一宇賀克也『行政法概説Ⅰ 行政法総論〔第4版〕』2011年、259頁

「公表には、情報提供を主たる目的として行われるものがある。かかる公表について法律の留保が及ばないとした裁判例として、東京地判平成13・5・30判時1762号6頁がある。また、違反行為に対する制裁として公表を行うことによって、間接的に違反行為を抑止しようとする場合も存在する。かかる制裁としての公表については、法律または条例の留保が及ぶと解すべきである。

行政指導に従わない場合に公表する旨の規定は、違法行為に対する制裁として公表が予定されており、直罰的公表を避けて行政指導を前置することとしている場合には問題がないが、違法行為ではない行為に対して行政指導を行い、それに従わないことに対する制裁として公表をすることは、行政指導への服従を間接的に強要しようとするものとなり適切ではない(行政手続法第32条2項参照)。かかる場合の公表は、情報提供を主たる目的とするものに限られるべきであると思われる。

公表による制裁制度は、社会的信用を重んじ、社会的信用の失墜が多額の経済的損害にもつながるような事業者に対しては非常に効果的な制裁たりうる。そのため、違法行為を抑止する効果も大きいといえよう。他面において事業者名が公表されると、別の会社をつくり詐欺的商法を繰り返すような者にとっては、十分な制裁として機能しないという限界がある。」

・ 参考文献一前掲『逐条解説 消費者安全法』122頁

「(消費者安全法上の注意喚起につき)この場合の情報の公表は、あくまでも消費者に対する注意喚起、情報提供のために行われるものである。したがって、消費者に対して効果的な注意喚起という視点を離れて事業者に対するサンクションとみなされるような形で事業者名を公表することは適切でない。」

・ 参考裁判例－東京地裁平成13年5月30日判決(判時1762号6頁)

(1996年に大阪府堺市の小学校で腸管出血性大腸菌O-157に起因する集団食中毒が発生し、二名の学童が死亡するに至った事件について、厚生省(当時)が専門家による調査を実施し、貝割れ大根の特定の生産業者が汚染源の可能性があると調査結果を公表したことにより、貝割れ大根の売り上げが激減したため、生産業者・販売業者らが国に対して国家賠償責任を追及した事案。)

「・・・本件各公表は、・・・被告が、国民に対し、本件集団下痢症の情報を提供し食中毒事故の拡大及び再発を予防するという観点から、本件集団下痢症の原因として疑いのある食材の生産主体を直接明示することなく公表したものであり、食品衛生法二三条に基づく都道府県知事による営業停止処分や国土利用計画法など各種法律で定められている行政上の規制や勧告に従わない者に対する制裁ないし強制手段として行われる公表とは異なり、公表の対象となっている本件特定施設に対して貝割れ大根の販売等の営業を禁止する趣旨を何ら含むものではなく、まして、原告業者らその他の貝割れ大根生産業者に対してかかる営業を禁止するものではなく、行政上の規制や勧告に従わない者に対する制裁ないし強制手段としての性格を有するものでもないから、法律上の根拠なくして行うことができない権力行為とみることはできず、いわゆる非権力的な事実行為にすぎないと認められ、本件各公表に必ずしも法律上の明示の根拠が必要とは考えられない。・・・なお、本件各公表行為が非権力的行為であったとしても、公権力の行使に当たる被告が行う公表行為によって不利益な事実を公表された者が多大な損害を被るおそれがあることを考慮すると、被告の全くの裁量に任されているとはいえず、後記のとおりその適法性については十分な検討を行う必要があることはいうまでもない。・・・」

# ○参考となる例

## 【金融庁】

無登録でありながら架空の登録番号や別の登録業者の登録番号を詐称したり、実在する会社名や類似の会社名を使用して、貸付けや債権回収に関する勧誘広告等を行っている」と判明した事業者名等を公表している。

### 違法な金融業者に関する情報について

[平成24年11月8日更新]

- ・次の業者は、無登録でありながら架空の登録番号や別の登録業者の登録番号を詐称したり、実在する会社名や類似の会社名を使用して、貸付けや債権回収に関する勧誘広告等を行っている」と判明したものです。くれぐれもご注意ください。
- ・掲載されている業者について、必ずしも現在の無登録営業の状況を示すものではなく、また、その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。
- ・掲載されていない業者であっても、無登録営業に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

#### 【関東財務局掲載分】

No	業者名	詐称している登録番号	勧誘等手段	備 考	掲載年月日
1172	株式会社首都圏ファイナンス TEL 0120-511-7×× TEL 03-5728-11××	関東財務局長 (3)第01407号	ホームページ	当該業者は、当局登録貸金業者「株式会社CKファイナンス」(関東財務局長(3)第01407号)の登録番号を不正に使用して勧誘を行っていますが、同社とは無関係です。広告に表示されている電話番号は、同社のものではありません。	H24.10.23
1171	㈱スイートローン TEL 03-6328-13××	関東財務局 (3)第01553号	ダイレクトメール		H24.10.23
1170	株式会社新生ローン TEL 0120-040-4×× TEL 03-5524-60××	関東財務局 (10)第00377号	ダイレクトメール	第00377号は廃業済の貸金業者の登録番号です。	H24.10.23
1169	株式会社タイヘイ TEL 03-6868-74×× FAX 03-6386-90××	東京都知事 (2)10385	FAX	当該業者は、当局登録貸金業者「タイヘイ株式会社」(関東財務局長(10)第00298号)と類似の商号を不正に使用して勧誘を行っていますが、同社及びグループ企業とは無関係です。広告に表示されている電話番号は、同社のものではありません。	H24.10.9
1168	アクアコーポレート TEL 03-6847-00××	登録番号 (3)第00156号	ホームページ ダイレクトメール	第00156号は神奈川県知事へ登録換えをした貸金業者の登録番号です。	H24.8.13
1167	株式会社平和フィナンシャルサービス TEL 03-6907-28×× FAX 03-6907-28××	関東財務局長 (8)第001456号	ホームページ FAX	第01456号は栃木県知事へ登録換えをした貸金業者の登録番号です。	H24.7.25
1166	株式会社住友ファイナンス TEL 0120-587-5×× TEL 03-5524-68××	関東財務局 (3)第00080号	FAX	第00080号は廃業済の貸金業者の登録番号です。	H24.7.25
1165	株式会社エイワローン TEL 0120-503-5×× TEL 03-5524-67××	関東財務局 (2)第00039号	ダイレクトメール	当該業者は、当局登録貸金業者「株式会社エイワ」(関東財務局長(10)第00154号)と類似の商号を不正に使用して勧誘を行っていますが、同社及びグループ企業とは無関係です。広告に表示されている電話番号は、同社のものではありません。また、第00039号は東京都知事へ登録換えをした貸金業者の登録番号です。	H24.6.28

## ○参考となる例

### 【警察庁】

現金を郵送させてだまし取る詐欺について、実際に被害に遭った人が現金等を送ってしまった住所等を公表している。

### その宛先は大丈夫ですか？

現金書留、小包等で現金を郵送させてだまし取る詐欺事件が依然として発生しています。

実際に被害に遭われた方が現金等を送ってしまった住所は下表のとおりですので、現金等を送る前に確認をしてください。  
また、表に記載されていない住所でも、よく知らない相手に現金等を送ることは危険です。最寄りの警察署に遠慮なく相談してください。

警 察 庁

(被害関係住所一覽表・平成24年11月27日現在 №78)

郵便番号	住所等
104-0081	東京都中央区銀座1-27-7 銀座里村ビル2階
104-0061	東京都中央区銀座8-15-10 銀座ダイヤビル1105
105-0013	東京都港区浜松町2-12-14 第二ニッカビル3階
107-0052	東京都港区赤坂6-19-7 エルスタンザ赤坂310
107-0062	東京都港区南青山2-2-15 ウィン青山329
110-0015	東京都台東区東上野1-7-12 徳永ビル3階
144-0051	東京都大田区西蒲田7-7-1 グレイス蒲田803
150-0031	東京都渋谷区桜丘町29-25 渋谷パルホーム303
151-0064	東京都渋谷区上原1-35-1 ローズマンション代々木上原406
161-0033	東京都新宿区下落合1-7-5 長島ビル3階
170-0013	東京都豊島区東池袋2-63-1 東池袋パレス501
171-0014	東京都豊島区池袋2-67-6 エリーゼ池袋302
201-0012	東京都江市中和泉5-9-18 シャインロード101

※ 同一住所で複数の会社名を名乗っている場合がありますので、郵便番号と住所に限って記載しています。

※ 被害と無関係な方と混同されることのないよう、部屋番号までご確認ください。

※ 記載した住所には、私設私書箱が設置されている可能性がありますので、依頼主に注意を促してください。

## ○ 参照条文

### ○消費者安全法（平成二十一年六月五日法律第五十号）（抄）※25年4月1日施行の改正後の条文

- （定義）  
第二条（略）  
2～7（略）
- 8 この法律において「多数消費者財産被害事態」とは、第五項第三号に掲げる事態のうち、同号に定める行為に係る取引であって次の各号のいずれかに該当するものが事業者により行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものをいう。
- 一 消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、事業者が消費者に対して示す商品、役務、権利その他の取引の対象となるもの内容又は取引条件が実際のものとは著しく異なるもの
  - 二 前号に掲げる取引のほか、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、政令で定めるもの

### （消費者事故等の発生に関する情報の通知）

第十二条 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

- 2 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であって、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。
- 3 前二項の規定は、その通知をすべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
- 一 次のイからニまでに掲げる者であって、それぞれイからニまでに定める者に対し、他の法律の規定により、当該消費者事故等の発生について通知し、又は報告しなければならないこととされているもの
    - イ 行政機関の長 内閣総理大臣
    - ロ 都道府県知事 行政機関の長
    - ハ 市町村長 行政機関の長又は都道府県知事
    - ニ 国民生活センターの長 行政機関の長
  - 二 前二項の規定により内閣総理大臣に対し消費者事故等の発生に係る通知をしなければならないこととされている他の者から当該消費者事故等の発生に関する情報を得た者（前号に該当する者を除く。）
  - 三 前二号に掲げる者に準ずるものとして内閣府令で定める者（前二号に該当する者を除く。）
- 4 第一項又は第二項の場合において、行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長が、これらの規定による通知に代えて、内閣総理大臣及び当該通知をしなければならないこととされている者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知をしたものとみなす。

(消費者事故等に関する情報の集約及び分析等)

第十三条 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項の規定による通知により得た情報その他消費者事故等に関する情報が消費者安全の確保を図るため有効に活用されるよう、迅速かつ適確に、当該情報の集約及び分析を行い、その結果を取りまとめるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により取りまとめた結果を、関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センターに提供するとともに、消費者委員会に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により取りまとめた結果を公表しなければならない。

4 内閣総理大臣は、国会に対し、第一項の規定により取りまとめた結果を報告しなければならない。

(資料の提供要求等)

第十四条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による情報の集約及び分析並びにその結果の取りまとめを行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、国民生活センターの長その他の関係者(第三十五条において「関係行政機関の長等」という。)に対し、資料の提供、意見の表明、消費者事故等の原因の究明のために必要な調査、分析又は検査の実施その他必要な協力を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、消費者事故等の発生又は消費者事故等による被害の拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、関係都道府県知事又は関係市町村長に対し、消費者事故等に関して必要な報告を求めることができる。

(消費者への注意喚起)

第三十八条 内閣総理大臣は、第十二条第一項若しくは第二項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生(以下「消費者被害の発生又は拡大」という。)の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による公表をした場合においては、独立行政法人国民生活センター法(平成十四年法律第百二十三号)第四十四条第一項の規定によるほか、国民生活センターに対し、前項の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報の消費者に対する提供に関し必要な措置をとることを求めることができる。

3 独立行政法人国民生活センター法第四十四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求)

第三十九条 内閣総理大臣は、第十二条第一項若しくは第二項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により同項の措置の速やかな実施を求めたときは、同項の大臣に対し、その措置の実施状況について報告を求めることができる。

(事業者に対する勧告及び命令)

第四十条 内閣総理大臣は、商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生した場合(当該重大事故等による被害の拡大又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等の発生(以下「重大生命身体被害の発生又は拡大」という。)の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。)において、重大生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該商品等(当該商品等が消費安全性を欠く原因となった部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。以下この項において同じ。)又は役務を供給し、提供し、又は利用に供する事業者に対し、当該商品等又は役務につき、必要な点検、修理、改造、安全な使用方法の表示、役務の提供の方法の改善その他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、重大生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 (略)

4 内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態が発生した場合(当該多数消費者財産被害事態による被害の拡大又は当該多数消費者財産被害事態と同種若しくは類似の多数消費者財産被害事態の発生(以下この条において「多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大」という。)の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。)において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該多数消費者財産被害事態を発生させた事業者に対し、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引の取りやめその他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

6~8 (略)

(報告、立入調査等)

第四十五条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な報告を求め、その職員に、当該事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせ、又は調査に必要な限度において当該事業者の供給する物品を集取させることができる。ただし、物品を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

2 前項の規定により立入調査、質問又は集取をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五十三条 第四十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第五十条及び第五十一条 一億円以下の罰金刑

二 前二条 各本条の罰金刑